

伊丹市教育委員会規則 第14号

伊丹市立北部学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月26日

伊丹市教育委員会

伊丹市立北部学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則（令和８年伊丹市教育委員会規則第１４号）

（伊丹市立北部学習センター条例施行規則の一部改正）

第１条 伊丹市立北部学習センター条例施行規則（平成１６年伊丹市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（利用料金の減免） 第11条 条例第10条の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 （１）・（２） （略） （３） 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者又は<u>60歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（９時から17時までをいう。）において、営利を目的としないで専用使用するとき。 利用料金（多目的ホールを除く。）の100分の50に相当する額 （４）～（８） （略） ２～４ （略）	（利用料金の減免） 第11条 条例第10条の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 （１）・（２） （略） （３） 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者又は<u>65歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（９時から17時までをいう。）において、営利を目的としないで専用使用するとき。 利用料金（多目的ホールを除く。）の100分の50に相当する額 （４）～（８） （略） ２～４ （略）

（伊丹市立公民館条例施行規則の一部改正）

第2条 伊丹市立公民館条例施行規則（昭和48年伊丹市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(利用料金の減免) 第11条 条例第11条の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。 (1)～(4) (略) (5) 市内に居住する <u>60歳</u> 以上の者が主たる構成員である団体が平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時までをいう。）において、使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 (6)～(8) (略) 2・3 (略)	(利用料金の減免) 第11条 条例第11条の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。 (1)～(4) (略) (5) 市内に居住する <u>65歳</u> 以上の者が主たる構成員である団体が平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時までをいう。）において、使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 (6)～(8) (略) 2・3 (略)

（伊丹市立図書館条例施行規則の一部改正）

第3条 伊丹市立図書館条例施行規則（昭和49年伊丹市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(使用料の減免) 第14条 条例第12条の規定による使用料の減免をする場合およびその額は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者または<u>60歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（9時30分から17時までをいう。）において、営利を目的としないで専用使用するとき（多目的室①を専用使用するときを除く。）。 使用料の100分の50に相当する額 (3)～(5) (略) 2・3 (略)	(使用料の減免) 第14条 条例第12条の規定による使用料の減免をする場合およびその額は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者または<u>65歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（9時30分から17時までをいう。）において、営利を目的としないで専用使用するとき（多目的室①を専用使用するときを除く。）。 使用料の100分の50に相当する額 (3)～(5) (略) 2・3 (略)

(伊丹市立伊丹スポーツセンター規則の一部改正)

第4条 伊丹市立伊丹スポーツセンター規則（平成28年伊丹市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

(利用料金の減免) 第15条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1)～(3) (略) (4) 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者が、平日(土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。))以外の日をいう。)の午前9時から午後5時までの間(トレーニングの使用、室内プールの個人使用若しくは年間使用又はテニスコートの定期使用にあつては、全日)において個人使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 (5)～(8) (略) 2～4 (略)	(利用料金の減免) 第15条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1)～(3) (略) (4) 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者が、平日(土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。))以外の日をいう。)の午前9時から午後5時までの間(トレーニングの使用、室内プールの個人使用若しくは年間使用又はテニスコートの定期使用にあつては、全日)において個人使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 (5)～(8) (略) 2～4 (略)
---	---

(伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館規則の一部改正)

第5条 伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館規則(昭和57年伊丹市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(利用料金の減免) 第14条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各	(利用料金の減免) 第14条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各

号に掲げる場合および額とする。 (1)～(3) (略) (4) 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者が、平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時までをいう。）において個人使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 (5)・(6) (略) 2～4 (略)	号に掲げる場合および額とする。 (1)～(3) (略) (4) 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者が、平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時までをいう。）において個人使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 (5)・(6) (略) 2～4 (略)
---	---

（伊丹市立緑ヶ丘プール規則の一部改正）

第6条 伊丹市立緑ヶ丘プール規則（昭和57年伊丹市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（利用料金の減免） 第11条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。 (1)～(4) (略) (5) 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者（第4条の入場券による使用許可を受けた者に限る。）が、平日（土曜日、日曜日および休	（利用料金の減免） 第11条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。 (1)～(4) (略) (5) 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者（第4条の入場券による使用許可を受けた者に限る。）が、平日（土曜日、日曜日および休

日以外の日をいう。)において使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 (6)・(7) (略) 2～4 (略)	日以外の日をいう。)において使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 (6)・(7) (略) 2～4 (略)
---	---

(伊丹市立ローラースケート場規則の一部改正)

第7条 伊丹市立ローラースケート場規則(昭和57年伊丹市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(利用料金の減免) 第11条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。 (1)～(4) (略) (5) 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者(第4条第2項の入場券による許可を受けた者に限る。)が、平日(土曜日、日曜日および休日を除く。以下同じ。)の昼間(午後1時から午後5時までをいう。)に一般使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 (6) 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日の昼間(午前9時から午後1時までをいう。)に専用	(利用料金の減免) 第11条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。 (1)～(4) (略) (5) 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者(第4条第2項の入場券による許可を受けた者に限る。)が、平日(土曜日、日曜日および休日を除く。以下同じ。)の昼間(午後1時から午後5時までをいう。)に一般使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 (6) 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日の昼間(午前9時から午後1時までをいう。)に専用

使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 (7)・(8) (略) 2～4 (略)	使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 (7)・(8) (略) 2～4 (略)
---	---

(伊丹市立稲野公園運動施設規則の一部改正)

第8条 伊丹市立稲野公園運動施設規則(昭和59年伊丹市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(使用料の減免) 第9条 条例第9条の規定による使用料の減免をする場合およびその額は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の昼間(9時から17時までをいう。)に運動広場を専用使用するとき。 使用料の100分の50に相当する額 (6)・(7) (略) 2・3 (略)	(使用料の減免) 第9条 条例第9条の規定による使用料の減免をする場合およびその額は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の昼間(9時から17時までをいう。)に運動広場を専用使用するとき。 使用料の100分の50に相当する額 (6)・(7) (略) 2・3 (略)

(伊丹市立野球場等規則の一部改正)

第9条 伊丹市立野球場等規則（昭和52年伊丹市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（利用料金の減免） 第11条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。 （1）～（3） （略） （4） 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（9時から17時までをいう。）に使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 （5）・（6） （略） 2・3 （略）	（利用料金の減免） 第11条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。 （1）～（3） （略） （4） 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（9時から17時までをいう。）に使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額 （5）・（6） （略） 2・3 （略）

- 付 則
- （施行期日）
- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の日から令和14年3月31日までの間、次に掲げる規則の規定の適用については、これらの規定中「65歳以上の者」とあるのは、「昭和42年3月31日以前に生まれた者」とする。

- (1) 第 1 条の規定による改正後の伊丹市立北部学習センター条例施行規則第 1 1 条第 1 項第 3 号
- (2) 第 2 条の規定による改正後の伊丹市立公民館条例施行規則第 1 1 条第 1 項第 5 号
- (3) 第 3 条の規定による改正後の伊丹市立図書館条例施行規則第 1 4 条第 1 項第 2 号
- (4) 第 4 条の規定による改正後の伊丹市立伊丹スポーツセンター規則第 1 5 条第 1 項第 4 号
- (5) 第 5 条の規定による改正後の伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館規則第 1 4 条第 1 項第 4 号
- (6) 第 6 条の規定による改正後の伊丹市立緑ヶ丘プール規則第 1 1 条第 1 項第 5 号
- (7) 第 7 条の規定による改正後の伊丹市立ローラースケート場規則第 1 1 条第 1 項第 5 号及び第 6 号
- (8) 第 8 条の規定による改正後の伊丹市立稲野公園運動施設規則第 9 条第 1 項第 5 号
- (9) 第 9 条の規定による改正後の伊丹市立野球場等規則第 1 1 条第 1 項第 4 号